

運営指導における指導事項について

(特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護)



宮崎県福祉保健部指導監査・援護課

内容

- ① 指導とは（指導・監査）
- ② 指摘事項の例
- ③ 注意事項



① 指導とは（指導・監査）

指導の目的

介護保険施設に対し、**関係法令に定める基準、介護報酬の請求等**が**適正**に実施されるようその内容を**周知徹底**すること

指導

介護保険施設等への支援

集団指導

…講習等の形式で
実施するもの

運営指導

…各施設を訪問して
実施するもの

監査

重大な違反や報酬の不正請求が疑われる
場合等を実施

運営指導の流れ

①日程調整

②実施通知の送付（県→事業所）

③書類の確認やヒアリングの実施

④結果通知の送付（県→事業所）

⑤改善報告書の提出（事業所→県）

重大な違反や**報酬の不正請求**が疑われる場合等に実施



不正の事実が確認された場合

→指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止等の行政処分を行う。

②指摘事項の例

指摘事項の例（内容及び手続の説明及び同意）

事例①

内容及び手続の説明及び同意

（例）

- ・ 重要事項説明書において、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がない。

➡ 重要事項説明書の記載内容は現状に即した内容としてください。



指摘事項の例（運営規程）

事例②

運営規程

【特別養護老人ホーム】

- ・ 運営規程に機能訓練指導員の職務の内容を記載すること。

【短期入所生活介護】

- ・ 運営規程において、「通常の送迎の実施地域」の記載を行うこと。

運営規程の記載内容が現状に即していない場合、指摘事項となる可能性があります。また、令和6年度より、「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が義務化されました。

なお、運営規定を修正した後は、県へ変更届を速やかに提出してください。提出先は**長寿介護課**です。

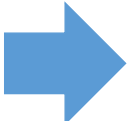
指摘事項の例（勤務体制の確保等）

事例③

勤務体制の確保等

（例）

- ・ 勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、配置されている従業員の職種、管理者との兼務関係を明確にすること。

 勤務表においてはこれらの事項を明確にする必要があります。

指摘事項の例（看護体制加算Ⅱについて）

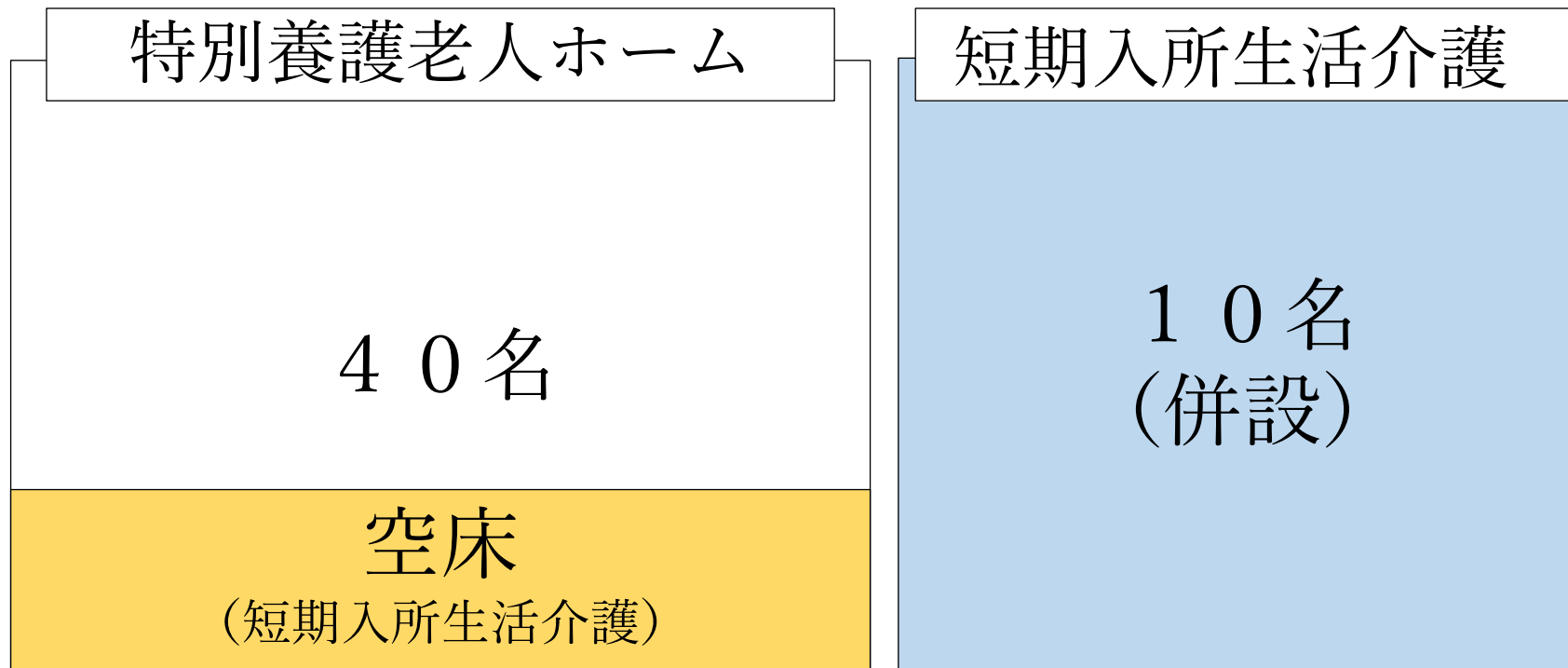
事例④

看護体制加算Ⅱについて

(例)

- ・ 空床利用の短期入所生活介護において看護体制加算Ⅱの算定要件を満たしていない。

(図)



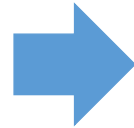
指摘事項の例（看護体制加算Ⅱについて）

特別養護老人ホーム

40名

空床

（短期入所生活介護）



(a)特別養護老人ホームと空床利用の短期入所生活介護の利用者数を合算した数が、25又はその端数を増すごとに1以上

→40名の場合、2以上

(b)利用者数を合算した数を特養の入所者数とした場合に必要となる看護職員の数に1を加えた数以上

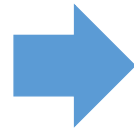
→40名の場合、必要数2+1のため3以上



(a)と(b)どちらも満たす必要があるので、3以上の配置が必要

短期入所生活介護

10名
（併設）



併設の短期入所生活介護看護職員の常勤換算が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上

→ 10名の場合、1以上

③注意事項

注意事項（各加算について）

注意事項①

各加算について

- ・ 加算の取得に当たっては、要件を満たしているか、随時確認を行ってください。

従業員の入れ替わりで人員配置の要件を満たしていない等、加算
➡の要件を満たしていない状況が発見された場合、介護報酬の返還となります。

注意事項（令和6年度より義務化された事項）

注意事項②

令和6年度より義務化された事項

- ・ 令和6年度より義務化された事項について、確実な実施をお願いいたします。

特に、業務継続計画の策定及び虐待の防止については、適切に実施されていない場合、サービスによっては減算の対象となる場合があります。

→ 今年度の運営指導においても、未実施による減算を指摘した事例も発生していますので、ご留意ください。